



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

\*1 和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

- 1 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) ..... 2
- 2 " ( " ) ..... 2
- 3 " ( " ) ..... 2
- 4 指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " ) ..... 3
- 5 " ( " ) ..... 3
- 6 " ( " ) ..... 3
- 7 " ( " ) ..... 3
- 8 " ( " ) ..... 4
- 9 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 4
- 10 特定農業用ため池の指定 (農業農村整備課) ..... 5
- 11 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) ..... 5
- 12 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 6
- 13 " ( " ) ..... 6
- 14 " ( " ) ..... 6
- 15 " ( " ) ..... 7
- 16 " ( " ) ..... 7
- 17 " ( " ) ..... 8
- 18 " ( " ) ..... 8
- 19 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 8
- 20 道路の供用開始 ( " ) ..... 9
- 21 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 9
- 22 " ( " ) ..... 9

○ 公告

都市計画の案の縦覧 (都市政策課) ..... 10

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月6日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館利用規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(図書館の利用) 第2条 次に掲げる資料（以下「図書館資料」という。）並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。 (1)～(6) 略 (7) <u>著作権法第37条第3項の視覚著作物であつて、国立国会図書館又は特定非営利活動法人その他の者が同項の規定により行う公衆送信により同項の視覚障害者等が利用することができる資料</u> 2 略</p>	<p>(図書館の利用) 第2条 次に掲げる資料（以下「図書館資料」という。）並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。 (1)～(6) 略 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000266	ケアセンターおたっしや倶楽部伊都・橋本事業所	橋本市高野口町伏原243	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	令和4.12.31

和歌山県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400706	ケアサポートつむぎ	海南市且来233-8	重度訪問介護 同行援護	株式会社紬	海南市多田469番地	令和4.12.31

和歌山県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日

3011700 931	サンパル	紀の川市粉河4171	生活介護	社会福祉法人山 水会	紀の川市粉河4168	令和 4.12.31
----------------	------	------------	------	---------------	------------	---------------

## 和歌山県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011000 837	ケアセンターサ ニー	橋本市高野口町 伏原243-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定なし	株式会社Sunn y	橋本市高野口町 伏原1198-1	令和 5.1.1

## 和歌山県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012000 356	ヘルパーステー ションえくぼ	御坊市湯川町小 松原420-15 興 土ビル4F B号 室	共生型居宅介 護	特定なし	株式会社HUG	御坊市島316番 地1	令和 5.1.1

## 和歌山県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012250 837	紀南障害者地域 生活支援センタ ー	田辺市本町68-1 5 3F	自立生活援助	特定なし	社会福祉法人 やおき福祉会	田辺市下三栖14 75番201	令和 5.1.1

## 和歌山県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410407	チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821	就労定着支援	特定なし	株式会社チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821	令和5.1.1

## 和歌山県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012520395	暖海ハイツ	東牟婁郡太地町大字太地2995-1	短期入所（空床型）	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	特定非営利活動法人七彩会	東牟婁郡太地町大字太地2973-4 いさなの宿白鯨内	令和5.1.1

## 和歌山県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス御坊菌店  
和歌山県御坊市菌字上菌田425番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年8月17日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,368㎡
- 駐車場の収容台数  
29台
- 駐輪場の収容台数

- 22台
- 8 荷さばき施設の面積  
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
7.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
令和4年12月16日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市藪350番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和5年1月6日から同年5月8日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第10号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	指定年月日
メクラ池	橋本市古佐田字尾垣内362-1、362-2	令和5年1月6日
蓮池（吉原）	橋本市吉原字堀ノ内544	令和5年1月6日
ハス池	橋本市菖蒲谷字田之尻156-1	令和5年1月6日

### 和歌山県告示第11号

令和4年和歌山県告示第1288号（以下「告示第1288号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方  
田邊美津子  
平田聖明  
中務薫

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1288号のとおり

和歌山県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号



区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字久野原字伏津路20番3地先から同町大字清水字古深田641番1地先まで	旧	5.54 } 10.94	615.46	
同上	新	7.65 } 27.40	620.00	

和歌山県告示第20号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字久野原字伏津路20番3地先から同町大字清水字古深田641番1地先まで

供用開始の期日 令和5年1月6日

和歌山県告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3618	有田郡有田川町大字徳田字東長澤942番1の一部	有田川郡有田川町大字庄756番地1 株式会社小林住建 代表取締役 小林右次	令和 4.12.9	4.82 } 4.92	28.51

和歌山県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3620	岩出市野上野字村中511番3の一部	紀の川市名手市場278番地1 幸和不動産株式会社 代表取締役 森下博美	令和 4.12.15	5.00	25.29

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年1月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県和歌山市本渡字角田、松本、山崎
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和5年1月11日から同月25日まで